

於ける、印度支那東京附近の古墳の交趾支那に於けると相同しく、當代支那文明が其の民族を自身と共に四方に宣傳せられたることを證する一大紀念物なり。殊に支那内地に於ける古墳の學術的研究未だ起らざる今日に於いては、支那考古學研究の基礎としても亦た最も貴重なる一遺物たるのみならず。朝鮮印度支那古墳のそれよりも最も早く學界に紹介せられたるものなることは永久に記憶せらる可きなり。希くは旅順博物館に於ける本古墳の「リコンストラクション」速に實現せられて、此の古墳の學界に復活するの目近きにあらんことを。

〔附記〕第一圖は松室工學士より惠贈せられたる實測圖の大部分を複製し、之に余輩前回調査の結果による第二室の頂部其他を加へたるものなり。第四室側壁の傾斜線に失し、從て天井の頂部高きに過ぐ可きの感あれど姑く實測圖に示されたる儘とせり。第二圖乃至第四圖は余輩の試みたる旅順博物館に於ける實物の略圖に據る。第五圖はバルマンチエー氏論文中の挿圖及朝鮮古墳圖譜、朝鮮古墳調査報告より寫したるものにして、大小の比例は相一致せず、たゞ比較を示せる眞の略圖なり。

遼代の漢城と炭山

箭 内 互

漢城は一に古漢城ともいつて遼の太祖耶律阿保機の最初の居城である、而して炭山は遼代に於ける帝後の避暑地として最も有名なもの、一である。然るに兩地共に其の所在今猶ほ不明として殘されてゐるのは、少くとも遼史の研究者にとつて常に遺憾とせられ、動もすれば躓埵の恐を懷かせた。

西紀九〇七年、阿保機は自立して契丹可汗と稱したが、諸部皆彼れの勢を恐れて敢て之を尤めず、可汗痕德董（欽德）は自から其の位を失つた。契丹の舊俗では、八部の大人會議の上、一人を互選して之を可汗とし三年を以て任期とする。然るに阿保機立

ちて九年に及べども譲ることをなさぬ。諸部固く請うて代らしめんとしたので、彼れ已むを得ず、諸部に向つて「我れ長たること九年、この間獲る所の漢人頗る多い、自今本來の部衆を領して漢城に居り、漢人と共に之を守り、別に自ら一部を爲したいが、どうか」と諂つて彼等の承諾を得た。阿保機漢城に移つて程なく計を用ゐて諸部を併合し、遂に自から天皇王と稱し、神冊と建元して、こゝに契丹帝國の基礎を立てた、これが西紀九一六年の事である。さて阿保機が漢城に移る前の居城の有無は全く知るところを得ぬが、遊牧民族の常として未だ一定の居城を有たなかつたのかも知れぬ、兎に角漢城に移つたのは可汗としての九年目、即ち九一五年で、皇帝の位に即いたのが翌九一六年であるから、諸部併合は、この一二年の間に遂げられたのである。既に諸部併合、契丹統一の業成つたからには、もはや漢城に居るの必要もあるまいから、阿保機は恐らく九一六年

を以て漢城を去つて臨潢（又は西樓）に移つたものであらう。遼史の地理志によると、臨潢は神冊三年（三八年）上京と改め、臨潢府と稱せられたのであるが、築城は神冊三年でも、奠都轉住はその前であらうと考ふるに何の差支はない。果して然らば阿保機が、漢城に居たのは僅に二年未滿の短期間に過ぎぬのであるから、漢城の所在の明不明は決して重大な問題とはいはれぬ、だから余輩は蹟埵の恐といつたのである。然しながら漢城は其の名稱より、はた又阿保機自身の語る所より推して、其の地が邊上若くは之に近き處に位し、支那經略の策源地として阿保機の特に選んだものであることを考ふる時に、其の所在の決定は古來の華夷交渉史上に幾多重要な暗示を與へずには置かぬであらう。これ余輩が、この一見小さな問題を掲げて呶々辯を費す所以である。

二

説明の便宜を計つて先づ漢城に關する最も信用す

べき記事を掲げる。而してこれ等の記事には漢城と

炭山との關係位置を示せるものが多い。乃ち兩者は

この問題の上から見て到底離れ難い因縁を有する、

隨つて炭山の所在を推測せしむるに足るべき二三の

記事をも併せて左に臚列するの必要がある。

a 阿保機居漢城、在檀州西北五百五十里、城北

有龍門山、山北有炭山、炭山西是契丹室韋二界相

連之地、其地灤河上源、西有鹽泊之利、則後魏滑

鹽縣也。宋白續通鑑(遼史拾遺卷一所引)

b 漢城在炭山東南灤河上、有鹽鐵之利、乃後魏

滑鹽縣也。新五代史卷七十二、四夷附錄、契丹。

c 鹽筴之法則自太祖以所得漢民數多、即八部中

分古漢城、別爲一部治之、城在炭山南、有鹽池

之利、即後魏滑鹽縣也。遼史卷六〇、食貨志。

d 炭山又謂之陁頭、有涼殿、承天皇后納涼於此

山、東北三十里有新涼殿、景宗納涼於此、唯松棚

數陁而已。遼史卷四一、地理志、西京道、歸化州。

e 太祖三年五月甲申置羊城于炭山之北、以通市

易。遼史卷一、太祖紀。

f 國初於西北招討司之燕子城、北羊城之間、嘗置

之、以易北方牧畜。金史卷五〇、食貨志、權場。

さて a b c の三者共に、漢城は後魏の滑鹽縣であ

ると記するが、縣は今の古北口附近にあつたもので、

a に「檀州西北五百五十里」とあるに直に矛盾する

から問題にならぬ、檀州は今の密雲縣で、その西北五

百五十里にあつた漢城は、大體において今の獨石口

外の地域で、遠くも昂古里湖(Angulihon)を越えぬ。

而して a 及び b によると、灤河の上流域にあつたも

のであるが、ただ灤河の上流域といつても極めて漠

然たるもので、元の上都の故址でも、獨石口邊外の

灤河發源地でも、同じく其の地域に入れられるし、

又西に離れた昂古里湖邊をも含めて考へることができ
 ないでもない。そこで其の範圍を限局するの必要
 を見るが、これには炭山及び羊城の所在を併せて考
 察するを便とする。先づ a 及び b によると漢城は炭
 山の南に、b によると炭山の東南に在る、而して e
 によると炭山の北に羊城がある。さて羊城は f 及び
 g に北羊城とあるに同じく、之に近き湖水は遼金時
 代を通じて羊城濼と稱せられた。遼史には遊幸表に
 「景宗乾亨三年四月幸羊城濼」と見ゆるだけだが、
 金史^{卷七} 宗翰傳、^{卷七} 杲傳等によると、太祖の天輔
 六年二月宗翰の北安州(今の承德府豐寧縣東
 百二十里波羅河屯)に駐まれる
 時、遼主(天祚帝)の駕鶻濼に獵してゐる事を知り
 兵を進めて之を襲はんがために、奚王嶺での會議の
 結果、杲の軍は青嶺を出て、宗翰は瓢嶺を出て、羊城
 濼に會せんとを約した事がある。この事實で羊城濼
 が鶻鶻濼即ち今の昂古里湖に近く、その東(又は東
 北)方に位したとが略ぼ窺はれる。さて P. Erskin の

内蒙古地圖に昂古里湖の東北に當つて Pain Chagan
 hor (陸地測量部東亞輿地圖の小鹹湖?) といふの
 がある、余輩は曾て元代に有名な察罕腦兒(Chaghan-
 hor) を之に擬し、又同代の伯亦斡耳朶 (Bar-Ortu) 又
 は伯亦兒斡耳朶 (Bar-Ortu) の伯亦・伯亦兒を蒙古語
 Bayan の轉訛と見て、同じく今の Pain Chagan hor 附
 近に在つたものだらうと推定した。もし、これが正
 しいとすると Bar, Bar といふ斡耳朶の名は、金代
 の北羊城の北羊(音讀して Bayan) から起つたもの
 でなからうか。たゞ北羊城は漢名で「北の羊城」の
 義であつたらしいから、金元の際、それが音讀して
 Bayan と呼び慣らされ、今猶ほ土人の間に傳へられ
 てゐるとするは、牽強附會の嫌のないではないが、
 それにしても、北羊・伯亦・Bar 三者の位置と名稱
 とが偶然とするには餘りに相一致するので姑らく此
 くは推測するのである。

羊城(又は北羊城)が假りに今の Pain Chagan hor

だとすると、それより東南（正南にはあり得ないから）の方向に羊城・炭山・漢城の順で存したのである

が、^aによると漢城と炭山との間に龍門山といふのがある。龍門山とは抑々何處の山だらう。余輩曩に元朝幹耳朶考を本誌に寄せ、その附録として察罕腦兒考を載せたが、その中に周伯琦の所謂黒谷輦路を跡つけた時、龍門の比定を誤つて今の龍門縣としたため、察罕腦兒の南近くに二つの失入兒禿（一名牛羣頭）が東西に並ぶことゝなつたが、若し今の四海冶堡を車坊又は黒谷に擬し、熱河志^{卷六五}の說に従つて十八盤嶺を色澤嶺とし、析津志の記事によつて失入兒禿を今の石頭城子とし、その間なる龍門山を灤河の發源する今の黒龍山（通路に當つて黒龍山溝門と名づくる村あり）に比定すると、所謂輦路は今の延慶より東、四海冶堡にて邊を出て、湯河口を経て北行大開鎮に至り、夫より西して十八盤嶺・黒龍山溝門を経て石頭城子に達する現今の通路そのまゝで、

極めて自然な比定が出来たと思ふ。こゝで曩日の察罕腦兒考の此の部分を訂正する。

龍門山が今の黒龍山だとすると、周伯琦の紀行には能く符合するが、之によつて宋白の記事を解して行くと、漢城は黒龍山溝門の東（又は東南）に在らねばならぬことになる。然し、かくては^aの「灤河源」にも合はず、^bの「灤河上」には猶更抵觸する、^aの「漢城北有龍門山」の北が南の誤なら問題はないが、下文を見ると決して原文の確さを疑ふ餘地はない。さて今の黒龍山の一支脈は西北方に延びて灤河の西に丘陵の形で起伏するが、この支脈の一部が當時の龍門山で、丘陵の西端あたりが炭山の名で呼ばれたものであらう（龍門山の名は、後に東に移つて灤河源の黒龍山の古名となり、更に南に移つて雲州堡邊外の山名となつた）。果して然りとすると、漢城は取りあはず、今の石頭城子あたりに之を求むべきものではあるまいか。なほ他の方面から考察して見よ

三

宗以來のものである」といふに在るなら、これは猶ほ一考の餘地があるやうに思はれるから、試に卑見を述べて同氏始め讀者の示教を仰がう。

注意すべきは遼史地理志の記事、即ち前掲の如である。先づこの涇頭、涼殿、新涼殿等の名稱が、何となく涼涇の名を連想させる。遼の涼涇は永安山之涼涇ともいひ、秦州と臨潢との間で、今の *Sira-nien* 河の北にあつた、これは疑ふべき餘地がないが、灤河上流方面にも涼涇といふ處がなかつたであらうか。池内氏は嘗て「遼代春水考」の註の中に、

遼史に散見する涼涇の多くは、永安山の其れを指すことは勿論であるが、太宗紀會同七年四月、同八年四月、聖宗紀統和四年六月の各條に見ゆる涼涇は *Sira-nien* 河の北、臨潢の東にある所謂「永安山之涼涇」を指したものとしては了解しかねる點が少なくない。こゝには一例として聖宗紀の記事を掲げて解釋を試みよう。

金代二涼涇あつて、東なるは遼代に所謂永安山之涼涇である事を述べ、西なる金蓮川之涼涇については「金の世宗が此の地を以て避暑の處となすに及び、遼主清暑の地名を借り來りて其の行宮（景明宮）の所在地に與へ」たものであると論ぜられてゐるが、若し氏の論旨が「遼の涼涇は永安山に近い其れが唯一で、金蓮川の涼涇は遼代猶ほ未だ存せず、金の世

統和四年……五月壬午遷次南京○今の北京……丁亥發南京、……六月丁未度居庸關、……乙卯皇太妃諸王公主迎上嶺表、設御幄道傍、置景宗御容、率從臣進酒、陳俘獲于前、遂大宴。戊午幸涼涇、以所俘分賜皇族及乳母。……九月丙寅朔、皇太妃以上納后、進衣物驢馬、以助會親頒賜。甲戌次黑河。以重九登高、于高水南阜祭天、賜從臣

命婦菊花酒。丁丑次河陽北。戊寅内外命婦進

會親禮物。辛巳納皇后蕭氏。丙戌次儒州。延慶〇今の

……十月甲辰出居庸關、……乙卯幸南京。遼史卷一

これは聖宗が皇太后と共に五月の初、宋軍と戦つて岐溝關・拒馬河の大勝を得たる後の動靜を述べた記事で、即ち一讀して邊外の涼陞に避暑したものに外ならぬことが看取される。聖宗は此の間に於いて蕭氏との結婚をも行ひ、重九菊花の宴をも開いたのである。蕭氏入内の如きは勿論大禮には相違ないが、而も其れが行はれた處は、上京でも祖州でも又慶州でもなくて、所在不詳なる「河陽の北」で、儒州(今の延慶)から僅に五日以内の行程の處であつた。その邊を距ること遠からぬことが知られる。随つてそこから三日前に次した黒河も亦邊外餘り遠い處ではない、固より慶州の黒河(今の Kara-minen)ではない、慶州なら車駕の行程としては儒州から三十日以内のものである、故にこの黒河は寧ろ今の雲州堡

邊外を南流して白河に會する同名の河に沿へる某地點を指したものと見るべきである。皇太妃等が迎へた「嶺表」といふのが何處を指すか詳でないが、若し「山前山後」の「山後」と同義のものだとすると、今の延慶でも宣化でも張家口でも差支はないが、涼陞へは二日以内の行程といふ地點であるから、張家口附近と見るが至當であらう。永安山涼陞から南へ二日行程の處に所謂「嶺表」を求め得ぬてもなからうが、それでは居庸關から永安山まで僅かに十日行程と見なければならぬといふ不都合を生ずる。以上述べた理由は勿論徹底的のものではないが、兎も角、この記事中の涼陞は永安山涼陞とは同名異處であることを消極的に證明することが出来たと信ずる。永安山附近の外に猶一つの涼陞あつたとすれば、金代の其れから考へて何人も金蓮川の涼陞に想到せざるを得ぬ。さて金蓮川とは灤河上流域のこと、金代こゝにあつた涼陞は、元代には西涼亭となり、

明代には西涼亭址として存し、清初から蔡汧格爾と稱せられて、今の上都河上店（もと烏監城）の南十餘里に位する。然らば金蓮川に於ける遼の涼陁と金の涼陁とは全く同地かといふに、必ずしもさうではない。

統和四年に於ける聖宗の涼陁行幸が往還路を同じうしたか否かは明白でないが、寧ろ異にしたらうと思ふ、假りに然りとすると彼は五月二十日南京出發、六月十日居庸關を度り、十八日嶺表（張家口附近？）で皇太妃等に迎へられ、恐らく燕子城（今の興和城）附近を経て、二十日に涼陁に到着し、そこに二ヶ月内外駐蹕避暑して還幸の途に就き、九月九日に黒河、十二日に河陽の北、二十一日に儒州に次し、十月八日に居庸關を出で、二十日に南京に歸着したものである。果して然りとすれば、これまさに元代の周伯琦の所謂兩都（上都と大都）間の西路に由つて涼陁に往き、東路の一なる黒谷輦路に由つて南京に還つ

たものであるから、この涼陁は元代の蔡罕腦兒か西涼亭かの地であつたものと推定せざるを得ぬ。

こゝで再び最初に掲げた日の記事を読むと、「炭山又謂之陁頭、有涼殿、承天皇后納涼於此山、東北三十里有新涼殿、景宗納涼於此」とある。炭山の名は景宗乾亨三年秋獵の地として遼史に始見し。消暑の地としては聖宗の統和四年夏四月を始見とし、九年以後二十年までは、毎年四、五、六の何れかの月を以て必ずこゝに赴いたことが知られる、二十五年中京築設後は聖宗は中京上京に幸するを好んだから、夏季は主として永安山涼陁で避暑することゝなつた。涼陁へ承天太后と共に幸したことも事實である。景宗に就いては羊城濼及び燕子城に消暑のこのみ遼史の本紀及び遊幸表に見えて居るが、無論所謂新涼殿にも赴いたことであらう（新涼殿は燕子城でも羊城濼でもないことは、興和城や Pain Chagan hör の西南三十里に炭山があるべき筈がないので分る）。

こゝで最も注意すべきは、三十里を隔て、新舊兩涼殿があり、舊涼殿が炭山にあつたといふ記事である。

涼殿と涼陁とを直に同一視するは固より穩當では無いが、炭山の位置が黒龍山の支脈の西北端であること既に述べた如くである以上、又金の涼陁が遼の其れの名を襲ふたものと推測するの必ずしも不當ならざる以上、炭山なる涼殿は遼の舊涼陁、其の東北三十里なる新涼殿は遼の新涼陁であつて、舊涼陁の名は夙に亡びたが、新涼陁の名のみ存し、金を經て元初に至つたものと考ふるは至極穩當であらう。かくて遼には永安山の涼陁の外に、金蓮川のみにも新舊二つの涼陁があつた、而して之によつて炭山は今の察汗格爾の西南三十里にあつたことが自から推定せらるゝのである。

炭山の位置が右にて誤なしとすれば、炭山から南（正しくは東南）に向つて龍門山を隔て、而も灤河上流の畔に近く存したとせらるゝ漢城は、大體に於い

て今の石頭城子であるといつた余輩の比定は餘り正鵠を失はぬものと信ずる。これが余輩の漢城及び炭山の所在に關する結言である。

石頭城子については大清一統志卷四〇に「土人呼爲齊龍巴爾哈孫 (Tsalon Balesma 石城の義)、城周一里半、門四、明初爲開平西南第四驛、在獨石口北三十七里」とある、俗に訛つて石柱子といふは、城の東西に石柱二基存するが故で、この石柱は高さ九尺、圍七尺、八角で、明の正統元年昇平侯楊洪が開平を守備し敵を此の地に破つた時、鎗をその上に勒したといふ恐らく當時ふから、の建設だらう。石頭城子又は石城の名は石壘を以て圍めるが故であらうが、この城壁は何れの時代に築かれたか、踏査の上でなければ明言はされぬ。とに角、この地は元代以來開平即ち上都から大都への街道に當り、元には失八兒禿、一名牛羣頭、明には隰寧驛一名盤谷鎮と呼ばれ、元の周伯琦の紀行に「其地有驛、有郵亭、有巡檢司、闕闕甚

盛、驛路至此相合」ともあるから、此の地方要衝の一とも見られるのである、清初見る所の城壁（或はその一部）は或は遼代築設のものであるかも知れぬ。遼の太祖の居城としては僅に一二年の間であつたが、漢城一に古漢城ともいふから、太祖以前に存した小城であつたのであらう。

四

漢城及び炭山の所在についての卑見は上述した所で盡きてゐるが、ついでに之に關する前人の説として唯一な、少くとも代表的な口北三廳志の炭山考を批評して此の小篇を結ばう。その説は同書の卷二、山川、炭山の條に出てゐるが、あまり長文だから、その大意を紹介すると、「職方圖、方輿紀要等は歐陽修の記載に従つて、炭山を今の獨石口外東一百里なる所謂黒龍山に擬し、明一統志等は今の萬全縣南の炭山に擬してゐる。而も遼史には、炭山は歸化州

〔今の宣化縣〕に在るとは記してあるが、灤水の出づる所とは言つてない、且つ黒龍山とすれば、歸化州と其れとの間には、奉聖〔今の保安縣〕可汗〔今の懷來縣〕二州がある、之を踏えて炭山を領内に有したとは思へない、歐説未だ確かならず、一統志の説は勿論據るに足らずである。たゞ遼金二史によると、北羊城は炭山の北に在つて燕子城と相近い、燕子城は後の興和城だから、北羊城は或は後の沙城でもあらう」と、松井氏の契丹勃興史も之に従つて居らるゝ。然しながら、黒龍山を炭山に擬するのは紀要などの説で、歐氏の説ではない、歐氏はたゞ「灤水出炭山東北」といふのみで「炭山灤水所自出」とはいはぬ、三廳志編者の誤解であらう。次に、北羊城は燕子城と近いとあればとて、之を明代の沙城（元代の昌州、今の白城子）に比定すべき何等の理由とならぬ、殊に羊城（北羊城）は炭山の北に置かれたものであるから、炭山は北羊城の南に在りとはいへるが、直に「炭山在

興和之北、明矣」とはいひ得ぬ、何となればこの場合、炭山は興和（燕子城）の南にあつたともいひ得るからである。要するに、北羊城の比定を誤つた以上、單に之によつて炭山の位置を推定せんとした三廳志編者の企は全然失敗に終るは當然である。編者は漢城について何等明言する所ないが、その炭山考から察すると、興和に近き東北の或る地點に擬してゐたらしい。松井氏は流石に五代史の「炭山東南灤河上」の文に注意し、「興和の北なる炭山」の東南、灤河に近き地域に求めねばならぬと説かれたが、而も遂に「灤河の左岸に近く、殆んど今の多倫諾爾と張家口との中間に當れる邊なるべきか」と結ばれたに過ぎぬ。これでは餘りに漠然たるの憾があるの¹³で、この小研究を試みた次第である。

（大正一〇、七、五）

註

1 津田氏は遼靈氏に關する遼史の記載を批判したる結果、眞德菴

可汗の歴史的人物としての實在を疑はれたが、予は寧ろ眞德菴は眞德菴の略稱と考へるのである。（滿鮮地理歴史研究報告第五册二五七—九頁）

2 遼史太祖本記の龍化州の東に即位云々の記事は、必ずしも信ずるに足らぬこと、勿論である。

3 契丹可汗となつたのが梁の開平元年（九〇七年）で、漢城に移つたのはそれから數へて九年目である、通鑑の誤解は既に松井氏の指摘した通りである。（滿鮮地理歴史研究報告第一册二五二頁）

4 阿保機が帝位に即いて直に都した處は果して臨潢であつたか、どうかは多少疑ふべき餘地がないでもない。といふのは勝廷雜記を始め新舊五代史までも西樓に都した如くに記してゐるのは、全然誤傳とばかりいひ得ないからである。遼史の地理志によると、西樓は後の祖州で臨潢の西南四五十里の處にあつたものである。

5 本誌第十卷（第三號）元朝幹耳朶考附錄察罕騰兒考（三七〇以下）、同上、同卷、三七五頁。

6 同上、同卷、三七五頁。

7 同上第六卷（第二號）二四〇—二頁。

8 元朝幹耳朶考（本誌第十卷三七九頁參照）。

9 滿鮮地理歴史研究報告第一册二九二頁。

10 捕稿「元代の東蒙古」（同上報告第六册二二六—七頁）。

11 口北三廳志卷三、古蹟、古漢城の條。

12 滿鮮地理歴史研究報告第一册二九二頁。

13 この小論文には同上報告第九册に附けた予の「元代の東蒙古附圖」を參照せられたい。